



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B38巻一 廃棄物処理

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B38 巻一廃棄物処理

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B38 巻一廃棄物処理

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のpermissions@ifrs.orgに連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.orgへの電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、SASB スタンダードに由来している (IFRS S2 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている SASB スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、SASB スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

廃棄物処理

産業に関する記述

「廃棄物処理」産業には、家庭用、商業用及び工業用の顧客からのさまざまな種類の廃棄物の回収、保管、処分、リサイクル又は処理を行う企業が含まれる。廃棄物の種類には、都市廃棄物、有害廃棄物、リサイクル可能素材、及び堆肥化可能素材又はオーガニック素材が含まれる。主要な企業は垂直統合されていることが多く、廃棄物の回収から埋立て及びリサイクリングまでのさまざまなサービスを提供する一方で、他の企業は、医療廃棄物及び産業廃棄物の処理といった特化したサービスを提供する。廃棄物発電事業は、別個の産業セグメントである。産業の一部のプレーヤーはまた、もっぱら大規模な工業用の顧客に対して、環境に関するエンジニアリング及びコンサルティングサービスを提供している。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
温室効果ガス排出	(1) グローバルでのスコープ 1 総排出、(2) 排出規制下におけるスコープ 1 総排出の割合、及び(3) 排出報告義務下におけるスコープ 1 総排出の割合	定量	CO ₂ 換算メートルトン、パーセンテージ (%)	IF-WM-110a.1
	(1) 発生した埋立地ガスの総量、(2) フレア処理された割合、(3) エネルギーに使用された割合	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)、パーセンテージ (%)	IF-WM-110a.2
	スコープ 1 排出及びライフサイクルにわたる排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	説明及び分析	該当なし	IF-WM-110a.3
フリート燃料の管理	(1) フリートの燃料消費量、(2) 天然ガスの割合、(3) 再生可能燃料の割合	定量	ギガジュール (GJ)、パーセンテージ (%)	IF-WM-110b.1
	フリートのうち代替燃料車の割合	定量	パーセンテージ (%)	IF-WM-110b.2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
カテゴリー別の顧客数：(1)自治体、(2)商業用、(3)工業用、(4)家庭用、及び(5)その他 ⁵⁹	定量	数	IF-WM-000.A
車両フリートの数	定量	数	IF-WM-000.B
以下の数：(1)埋立地、(2)ごみ処理場、(3)リサイクルセンター、(4)堆肥化センター、(5)焼却炉、及び(6)その他のすべての施設 ⁶⁰	定量	数	IF-WM-000.C
顧客カテゴリー別の、管理される材料の総量：(1)自治体、(2)商業用、(3)工業用、(4)家庭用、及び(5)その他 ⁶¹	定量	メートルトン(t)	IF-WM-000.D

⁵⁹ IF-WM-000.A に関する注記 - 「家庭用」の範囲には、企業と直接契約している家庭用顧客のみを含めなければならない。この開示の目的のためには、自治体との契約を通じてサービスを受ける家庭用顧客は、「自治体」カテゴリーとみなされなければならない。それぞれの顧客種別の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。

⁶⁰ IF-WM-000.C に関する注記 - 埋立地には、稼働中の埋立地及び、会社が所有する閉鎖済みの埋立地を含める。「その他のすべての施設」の範囲には、企業のオフィスは除外する。それぞれの顧客種別の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。

⁶¹ IF-WM-000.D に関する注記 - 「管理される」とは、廃棄された材料が処理されているかどうかに関係なく、これらに対処することと定義する。「家庭用」の範囲には、企業と直接契約している家庭用顧客のみを含む。この開示の目的のためには、自治体との契約を通じてサービスを受ける家庭用顧客は、「自治体」カテゴリーとみなされなければならない。それぞれの顧客種別の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。

温室効果ガス排出

トピックサマリー

埋立地ガスは非常に強力なメタンを含んでいるため、グローバルでの温室効果ガス（GHG）排出の重大な（significant）人為的原因である。その結果、埋立地ガスは規制当局によって制限されることがしばしば要求される。これらの排出は、埋立地ガスの収集効率の向上、制御装置、メタンの酸化の増大など、多額の（significant）資本的支出を必要とするさまざまな制御技術によって削減できる。回収システムにより収集されたメタンは、フレア処理、エンジン又はタービン内で燃焼させ、もともとの排出物の全体的な毒性及び効力を劇的に低減できる。埋立地ガスの回収は、規制対象となっている大規模な埋立地の所有者及び事業者にとって特に重要（important）である。この産業の廃棄物発電セグメントでオペレーションを展開する企業は、埋立地からの将来の排出の削減及び代替エネルギーの生成を通じて廃棄物のライフサイクルにおける排出を減らすことができるが、廃棄物発電施設のオペレーションによるスコープ1排出の増加に直面している。全体として、GHG排出はこの産業に規制リスクをもたらし、オペレーションコスト及び資本的支出に影響（impacts）を与える可能性がある。天然ガス及び廃棄物発電設備からのエネルギーの販売を通じて収益を生み出す可能性、及び、処理された埋立地ガスを使用して発電することにより燃料購入を削減できる可能性もある。この問題のパフォーマンスは、新規の許可の確保又は既存の許可を更新（又はこの両方）する企業の能力に影響を与え（affect）、売上に影響を与える（impact）可能性がある。

指標

IF-WM-110a.1. (1) グローバルでのスコープ1総排出、(2)排出規制下におけるスコープ1総排出の割合、及び(3)排出報告義務下におけるスコープ1総排出の割合

- 1 企業は、(1)京都議定書において対象とされる7種類の温室効果ガス（GHG）— 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）—のグローバルでのスコープ1の温室効果ガス（GHG）の大気への総排出を開示しなければならない。
 - 1.1 すべての GHG 排出は、CO₂ 換算メートルトン単位で合算し、開示しなければならない。公開されている 100 年間の時間軸の地球温暖化係数（GWP: global warming potential）の値に従って計算しなければならない。現時点の、GWP 値の推奨ソースは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2014）である。
 - 1.2 総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG をいう。
- 2 スコープ1排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準（GHG プロトコル）、2004年3月改訂版」において定義されており、これに従って計算しなければならない。
 - 2.1 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として GHG プロトコルに従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するも

のを含める。例として以下を含むが、これらに限定されない。

- 2.1.1 GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry (国際航空宇宙環境グループ (IAEG) 発行)
- 2.1.2 Greenhouse Gas Inventory Guidance : 固定燃焼源からの直接排出 (米国環境保護庁 (EPA) 発行)
- 2.1.3 India GHG Inventory Program
- 2.1.4 ISO 14064-1
- 2.1.5 Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions (IPIECA 発行 第 2 版 (2011 年))
- 2.1.6 Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities (Entreprises pour l'Environnement (EpE) 発行)

2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示しなければならない。その方法は、一般的に、GHG プロトコルで定義する「財務上の支配」アプローチ、並びに気候開示基準委員会 (CDSB) によって公表された「環境情報、自然資本、及び関連する事業への影響の報告のための CDSB フレームワーク」(2018 年 4 月) の REQ-07「組織の境界」に記載されている方法と整合している。

3 企業は、(2) キャップ・アンド・トレードスキーム、炭素税又はカーボン・プライシング・システム、及びその他の排出統制 (例：コマンド・アンド・コントロールアプローチ) 並びに許可ベースのメカニズムなど、排出量を直接制限又は削減することを目的とした排出制限規制又はプログラムの対象となる、グローバルでのスコープ 1 の GHG 総排出の割合を開示しなければならない。

3.1 排出制限規制の例には、次のものを含むが、これらに限定されない。

- 3.1.1 カリフォルニア・キャップ・アンド・トレード (カリフォルニア州地球温暖化対策法)
- 3.1.2 欧州連合排出量取引スキーム (EU ETS)
- 3.1.3 ケベック・キャップ・アンド・トレード (2009 年法案 42)

3.2 この割合は、排出制限規制の対象となるグローバルでのスコープ 1 の GHG 排出 (CO₂ 換算) の総量について、グローバルでのスコープ 1 の GHG 排出の総量 (CO₂ 換算) で除して計算しなければならない。

3.2.1 複数の排出制限規制の対象となる排出について、企業は、これらの排出を一度しか計算に含めてはならない。

3.3 排出制限規制の範囲からは、自主的な排出制限規制 (例：自主的な取引システム)、及び報告ベースの規制 (例：米国環境保護庁 (EPA) ~~GHG レポートプログラム~~) の対象となる排出は除外する。

4 企業は、(3) 排出報告に基づく規制の対象となる、グローバルでのスコープ 1 の GHG 総排出量の割合を開示しなければならない。

4.1 排出報告に基づく規制は、GHG 排出データの規制当局又は一般市民 (又はこの両方) への開示を要求するものの、生成される排出に係る制限、コスト、目標又は統制がない規制 (例：米国 EPA の温室効果ガス報告プログラム) と定義する。

- 4.2 この割合は、排出報告に基づく規制の対象となるグローバルでのスコープ 1 の GHG 排出 (CO₂ 換算) の総量について、グローバルでのスコープ 1 の GHG 排出の総量 (CO₂ 換算) で除して計算しなければならない。
- 4.2.1 企業は、複数の排出報告に基づく規制対象となる排出を一度しか計上してはならない。
- 4.3 排出報告に基づく規制の範囲は、排出制限規制の対象となる排出を除外するものではない。
- 5 企業は、前の報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには排出削減、ダイベストメント、買収、合併、生産の変化又は計算方法の変更 (又はこの両方) などの理由を含むが、これらに限定されない。
- 6 現在の CDP 又は他の組織 (entity) に対する GHG 排出の報告方法 (例: 国の規制開示プログラム) が、範囲及び連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある。ただし、主要な開示は上述のガイドラインに従わなければならない。
- 7 企業は、データが連続排出監視システム (CEMS)、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうか等、排出開示の計算方法について説明する場合がある。

IF-WM-110a.2. (1)発生した埋立地ガスの総量、(2)フレア処理された割合、(3)エネルギーに使用された割合

- 1 企業は、(1)自社が所有又は運営している施設から発生した埋立地ガスの総量を、百万英国熱量単位 (MMBtu) で開示しなければならない。
- 1.1 埋立地ガスは、~~米国連邦行政規則集 (CFR) 第 40 卷 98.6 と整合し、~~埋立地における廃棄物の嫌気性分解の結果として生成されるガスと定義する。
- 2 企業は、(2)フレア処理された埋立地ガスの割合を開示しなければならない。
- 2.1 この割合は、フレア処理された埋立地ガスの量 (MMBtu 単位) について、発生した埋立地ガスの総量 (MMBtu 単位) で除して計算しなければならない。
- 2.1.1 フレア処理された埋立地ガスには、空気噴射によってフレア処理されたガスが含まれる。~~米国連邦行政規則集 (CFR) 第 40 卷 98.6 に整合し、~~これは、火及びその火の周りの制御されていない外気又は完全に燃焼させるためにフレアに吹き込まれる燃焼用空気 (又はこの両方) を使用することにより燃焼されたガスと定義する。
- 3 企業は、(3)エネルギーに使用された埋立地ガスの割合を開示しなければならない。
- 3.1 この割合は、回収されエネルギーに使用された埋立地ガスの量 (MMBtu 単位) について、発生した埋立地ガスの総量 (MMBtu 単位) で除して計算しなければならない。
- 3.1.1 エネルギーに使用される埋立地ガスには、現場 (on-site) エネルギー又は熱生産で使用するために燃焼されるガス、オフサイト (off-site) 燃焼のためにパイプラインを通じて運ばれるガス、及び他の現場 (on-site) あるいはオフサイト (off-site) での燃料としての使用が含まれる。

- 4 企業は、~~米国連邦行政規則集（CFR）第 40 卷 98.340-348 サブパート HH の計算方法を使用し、発生した埋立地ガスの量、フレア処理された割合及びエネルギーに使用された割合の計算方法を開示しなければならない。~~

IF-WM-110a.3. スコープ 1 排出及びライフサイクルにわたる排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明

- 1 企業は、スコープ 1 温室効果ガス（GHG）排出を管理するための長期的及び短期的な戦略並びに計画について説明しなければならない。
 - 1.1 スコープ 1 排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準（GHG プロトコル）、2004 年 3 月改訂版」において定義されている。
 - 1.2 温室効果ガス（GHG）排出の範囲には、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃））を含める。
- 2 企業は、ライフサイクルにわたる GHG 排出を、自社のスコープ 1 排出の管理及び全体的な事業戦略にどのように組み込むかについて説明しなければならない。
 - 2.1 説明すべき関連する側面には以下を含むが、これらに限定されない。
 - 2.1.1 ライフサイクルにわたる排出及びスコープ 1 排出のトレードオフ
 - 2.1.2 企業の事業戦略及び重点オペレーション領域（例えば、埋立地ガスの管理、廃棄物発電、リサイクル、堆肥化）を踏まえ、そのようなトレードオフがどのように評価されているか
 - 2.1.3 特定された成長機会のある領域及び自社の資本的支出戦略を含む、企業の事業戦略にトレードオフがどの程度組み込まれているか
 - 2.1.4 スコープ 1 排出の短期的な管理又はライフサイクルにわたる排出の長期的な管理のいずれが企業によって優先されるか
 - 2.1.5 廃棄物発電（WTE）事業の、ライフサイクルにわたる排出及びスコープ 1 排出への対比的な影響（impact）
 - 2.2 企業は関連する定量的な測定値を開示する場合がある。これには以下を含む場合があるが、これらに限定されない。
 - 2.2.1 回避された排出（例：「Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities」（Entreprises pour l' Environnement (EpE) 発行）
 - 2.2.2 埋立地からの将来のスコープ 1 排出の見積り
- 3 企業は、ライフサイクルにわたる排出及びスコープ 1 排出から生じるリスク及び機会について説明しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 3.1 埋立地に起因する長期にわたる将来のスコープ 1 排出から生じるリスク
 - 3.2 WTE 施設に起因するスコープ 1 排出の短期的な増加から生じるリスク

- 3.3 WTE 施設、リサイクル及び堆肥化に起因するライフサイクルにわたる排出の長期的な減少から生じる機会
- 4 企業は、排出削減目標について説明し、関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。
- 4.1 排出削減目標の範囲（例：目標が適用される総排出の割合）
 - 4.2 目標が絶対量ベース又は原単位ベースの「いずれであるかどうか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母
 - 4.3 基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。
 - 4.4 削減活動のタイムライン（開始年、目標年及び基準年を含む）
 - 4.5 目標を達成するためのメカニズム
 - 4.6 目標年の排出若しくは基準年の排出が遡及的に再計算された（若しくは再計算される可能性がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況
- 5 企業は、計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動、投資、計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）リスク又は制限要因について説明しなければならない。
- 6 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について、それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているのか等について説明しなければならない。
- 7 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、地域、国、国際、又は、セクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制（EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム等）に関連しているか（related to）か又は関係している（associated with）かを説明しなければならない。
- 8 戦略、計画、又は削減の目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であった又は完了した活動に限定しなければならない。

フリート燃料の管理

トピックサマリー

「廃棄物処理」産業の多くの企業が、廃棄物の収集及び移送のために大規模な車両フリートを所有し運営している。車両フリートの燃料消費は、営業コスト及び関連する資本的支出の両方の観点から、この産業の重要な (significant) 費用である。化石燃料の消費は、気候変動及び汚染を含め、環境上の影響 (impacts) に寄与する可能性がある。環境へのこれらの影響 (impacts) は、規制へのエクスポージャー及び新規契約提案の競争力を通じて廃棄物処理企業に影響を与える (affect) 可能性がある。燃料購入のヘッジは、フリート燃料のリスクを管理するために使用される一般的なツールである。しかし、ますます多くの廃棄物処理企業が、より燃料効率の高いフリートに性能向上 (upgrading) したり、天然ガス車に切り替えたりしている。燃焼による大気汚染の少ないフリートは、交通量の多い廃棄物処理施設の近くに住む地域にとっても好ましいと考えられる場合がある。

指標

IF-WM-110b.1. (1)フリートの燃料消費量、(2)天然ガスの割合、(3)再生可能燃料の割合

- 1 企業は、(1)自社のフリート車両による消費燃料の総量を、ギガジュール (GJ) 単位で集計して開示しなければならない。
 - 1.1 消費された燃料の計算方法は、設計パラメータではなく、実際に消費された燃料に基づかなければならない。
 - 1.2 消費された燃料の許容可能な計算方法には、以下に基づく方法を含むが、これらに限定されない。
 - 1.2.1 報告期間中購入した燃料を報告期間の期首在庫に加えて、報告期間の期末燃料在庫を差し引いたもの
 - 1.2.2 車両ごとに消費された燃料を追跡すること
 - 1.2.3 燃料費を追跡すること
- 2 企業は、消費された燃料のうち天然ガスが占める割合を開示しなければならない。
 - 2.1 この割合は、消費された天然ガスの量 (GJ 単位) について、消費された燃料の総量 (GJ 単位) で除して計算しなければならない。

- 3 企業は、(3)消費された燃料のうち再生可能燃料の占める割合を開示しなければならない。
- 3.1 再生可能燃料は、一般的に the U.S. Renewable Fuel Standard (米国連邦行政規則集 (CFR) 第 40 巻 80.1401)と整合し、以下の要件のすべてを満たす燃料と定義する。
- 3.1.1 再生可能なバイオマスから生産されたもの
- 3.1.2 輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの、及び
- 3.1.3 米国 40 CFR 80.1403 に従ってこの要求事項から免除されていない限り、ライフサイクルのライフサイクル・ベースでの温室効果ガス (GHG) 排出の純減を達成したものがベースラインのライフサイクル GHG 排出より少なくとも 20%少ないもの
- 3.2 企業は、燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した基準又は規制を開示しなければならない。
再生可能燃料の範囲には、米国の再生可能燃料基準に基づく再生可能識別番号 (RINs) に該当する燃料が含まれる。
- 3.3 この割合は、再生可能燃料の消費量 (GJ 単位) について、燃料の総消費量 (GJ 単位) で除して計算しなければならない。
- 4 開示の範囲は、企業が所有又は運営する車両が消費した燃料に限定する。
- 5 燃料からのエネルギー消費量を計算する際、企業は、直接測定された又は気候変動に関する政府間パネル、米国エネルギー省又は米国エネルギー情報局から取得された、総発熱量 (GCV) としても知られる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。
- 6 企業は、燃料使用量のための HHV の使用など、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

IF-WM-110b.2. フリーのうち代替燃料車の割合

- 1 企業は、自社のフリート車両のうち代替燃料車の割合を開示しなければならない。
- 1.1 代替燃料車は、米国エネルギー政策法と 2008 年米国自然防衛認可法により、バイオディーゼル、変性アルコール、電気、水素、メタノール、最大 85%のメタノール又は変性エタノールを含む混合物、天然ガス又はプロパン (液化石油ガス) を動力源とする車両と定義する。代替エネルギー車には、石油消費量の大幅な削減を実現する車両、高度なリーンバーン技術車、燃料電池車及びハイブリッド電気自動車も含まれる。

- 1.2 この割合は、自社のフリートのうち代替エネルギー車の数について、フリート車両の総数で除して計算しなければならない。